

## 移動等円滑化取組計画書

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第9条の2の規定に基づき、下記のとおり、公表致します。

### I 現状の課題及び中期的な対応方針

#### (1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

- ・ 当社が保有する乗合バス車両においては、2018年度末時点の「公共交通移動等円滑化基準（以下、円滑化基準）」に適合した車両の導入率は73.9%である（適用除外認定車両（高速車）を除く）。現在も車両更新時には適合車両を導入しており、今後も継続していく。
- ・ 当社的高速道路を経由する路線では、バリアフリー対応の車両は未導入であることから、2020年度以降の導入を目指す。
- ・ 当社が管理する札幌ターミナルは、構造上の理由により、一部円滑化基準に適合していないため、今後発生する改修等に合わせて必要な措置に努めるほか、省令で定める大規模改修等を行う場合は、円滑化基準に適合させた構造、設備とする。
- ・ 当社が賃借する札幌市内の各ターミナルは、円滑化基準に則り対応するよう所有者に対して要請をしていく。

#### (2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- ・ 当社が管理する札幌ターミナルは、構造上の理由により、障害者対応型トイレの設置が困難であることから、近接する障害者対応型トイレを設置している商業施設等を窓口係員が案内できるような体制を整える。このほか、積極的に誘導案内等の人的支援に努める。
- ・ 当社が賃借する札幌市内の各ターミナルは、所有者に対して同様の対応を要請していく。
- ・ 当社乗務員に対しては、車椅子対応に関する研修を今後も継続して実施する。

### II 移動等円滑化に関する措置

#### ① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
リフト付きバス・エレベーター付きバス	・ バリアフリー対応の車両（リフト付きバス・エレベーター付きバス）の2020年度以降の導入を目指す。

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
円滑化基準適合車両 (ノンステップ・ワンステップバス)	・ 車両更新時には適合車両を導入する。(2019年度～)

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車椅子の利用方法の掲載	・ 車椅子利用のお客様のために乗車方法を掲載している当社WEBサイトに関し視認性を向上させる。(2019～2020年度)

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車椅子の利用方法の掲載	・ 車椅子利用のお客様のために乗車方法を掲載している当社WEBサイトに関し視認性を向上させる。(2019～2020年度)

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の技術向上	・ 乗務員を対象とした車椅子の乗降支援に関する教習を継続実施する。(2019年度～)

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乳幼児をベビーカーに乗せたままバスに乗車できる環境を整える。(2020年度)</li> <li>・ 継続して、バス利用者のご意見・ご要望を社内で共有するとともに、取組みの改善に活用する。(2019年度～)</li> </ul>
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V その他計画に関連する事項

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特記事項なし</li> </ul>
--